平成30年度の地域別最低賃金額

都道府県の平成 30 年度地域別最低賃金額が改定されるのでお知らせします(発行年月日は都道府県により異なりますが、多くは10月1日から改定されています)。全国加重平均額は、昨年度から26円引上げの874円。

平成30年度地域別最低賃金時間額と発行年月日(円:括弧内は29年度の最低賃金)

北海道835 (810)	蘇762 (738)	岩762 (738)	宮城798 (772)	秋田762 (738)	此763 (739)	鶴772 (748)	羢822 (796)
平成30年10月1日	平成30年10月4日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日
栃木826 (800)	糯809 (783)	5年898 (871)	千葉895 (8 6 8)	頼985 (958)	蔕川983 (956)	新潟803 (778)	副821 (795)
平成30年10月1日	平成30年10月6日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日
刮11806 (781)	翻803 (778)	山梨810 (784)	野821 (795)	崚825 (800)	觸858 (832)	愛知898 (871)	三重846 (820)
平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月3日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月3日	平成30年10月1日	平成30年10月1日
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	潮882 (856)	7版936 (909)	戶車871 (844)	親811 (786)	和1803 (777)	瓤762 (738)	歸(764 (740)
平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月4日	平成30年10月1日	平成30年10月5日	平成30年10月1日
岡山807 (781)	広島844 (818)	Ш□802 (777)	德 766 (740)	香川792 (766)	愛媛764 (739)	> 3762 (737)	翻814 (789)
平成30年10月3日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月5日	平成30年10月1日
馔762 (737)	長崎762 (737)	熊本762 (737)	分762 (737)	宮崎762 (737)	鹿暘761 (737)	沖縄762 (737)	全国平均874
平成30年10月4日	平成30年10月6日	平成30年10月1日	平成30年10月1日	平成30年10月5日	平成30年10月1日	平成30年10月3日	(848)

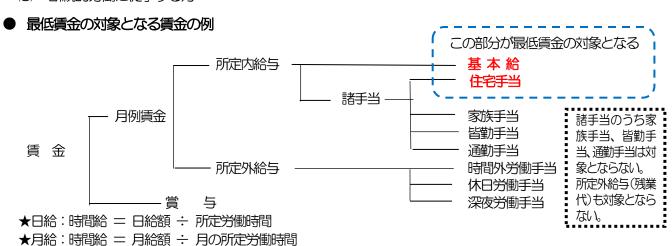
● 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者(パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。)を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方



※月によって所定労働時間が異なる場合:時間給二月給額÷1か月平均所定労働時間(年間所定労働時間÷12か月)

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 TEL 042-316-6420